

関税法基本通達改正

新	旧
<p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3 2 法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)(以下WTO協定という。)附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「1994年ガット」という。)のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に掲げられている税率(以下「協定税率」という。)は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率(以下「国定税率」という。)より低い場合に適用される。1994年ガット以外の条約(下記(2)に規定するシンガポール協定及びメキシコ協定を除く。)により相手国に対して関税上の最惠国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。</p> <p>(2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号)(以下「シンガポール協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)及び「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「メキシコ税率」という。)は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認(以下この項において「蔵入承認」という。)の申請手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 蔵入承認申請書の提出に際しては、令第36条の3第2項((外国貨物を置くことの承認の申請の際の添付書類))に規定する仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか、協定税率(定率法第5条((便益関税))の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。)シンガポール税率、<u>メキシコ税率</u>又は特惠税率の適用を受けようとする場合であつて蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる(協定税率適用の場合にあつては、後記68-3-7(原産地認定の方法)の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3 2 法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)(以下WTO協定という。)附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「1994年ガット」という。)のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に掲げられている税率(以下「協定税率」という。)は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率(以下「国定税率」という。)より低い場合に適用される。1994年ガット以外の条約(下記(2)に規定するシンガポール協定及びメキシコ協定を除く。)により相手国に対して関税上の最惠国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。</p> <p>(2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号)(以下「シンガポール協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認(以下この項において「蔵入承認」という。)の申請手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 蔵入承認申請書の提出に際しては、令第36条の3第2項((外国貨物を置くことの承認の申請の際の添付書類))に規定する仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか、協定税率(定率法第5条((便益関税))の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。)シンガポール税率又は特惠税率の適用を受けようとする場合であつて蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる(協定税率適用の場合にあつては、後記68-3-7(原産地認定の方法)の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。)</p> <p>(3) (同左)</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56 - 18 暫定法別表第1第2710.19号の1の(3)のAの〔2〕の〔i〕に定める軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法別表第2710.11号の1の(3)及び第2710.19号の1の(2)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達8の9-10（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p>	<p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56 - 18 暫定法別表第1第2710.19号 - 1 - (3) - A - 〔2〕 - 〔i〕に定める軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法別表第2710.11号 - 1 - (3)及び第2710.19号 - 1 - (2)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達8の7-10（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1)～(5)（同左）</p>
<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67 3 4 輸入申告書には、法第68条（（輸出申告又は輸入申告に際しての添付書類））の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか（ただし、特例申告に係る指定貨物の輸入申告の場合にあつては、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させるものとする。）次に掲げる書類を添付させる。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 協定税率、シンガポール税率、メキシコ税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつては輸入申告（特例申告に係る指定貨物を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類（協定税率適用の場合にあつては、後記68 3 7（原産地認定の方法）の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>(4)（省略）</p>	<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67 3 4 輸入申告書には、法第68条（（輸出申告又は輸入申告に際しての添付書類））の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか（ただし、特例申告に係る指定貨物の輸入申告の場合にあつては、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させるものとする。）次に掲げる書類を添付させる。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 協定税率、シンガポール税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつて輸入申告（特例申告に係る指定貨物を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類（協定税率適用の場合にあつては、後記68 3 7（原産地認定の方法）の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>(4)（同左）</p>
<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 3 3 令第59条の3第1項第4号（（搬入前申告扱いが認められる場合））に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であつて、次のいずれかに該当すること。</p>	<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 3 3 令第59条の3第1項第4号（（搬入前申告扱いが認められる場合））に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であつて、次のいずれかに該当すること。</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>イ 約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正」に含まれるものとするが、定率法第6条((報復関税等))から第9条((緊急関税等))まで(暫定法第8条の6第1項((暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用))の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。)並びに暫定法第7条の7((中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税)、第7条の8((シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置))、<u>第7条の9((メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置))</u>及び第8条の3((特惠関税の適用の停止の原則等))の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないものとする。</p> <p>なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>□ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>イ 約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正」に含まれるものとするが、定率法第6条((報復関税等))から第9条((緊急関税等))まで(暫定法第8条の6第1項((暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用))の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。)並びに暫定法第7条の7((中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税)、第7条の8((シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置))及び第8条の3((特惠関税の適用の停止の原則等))の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないものとする。</p> <p>なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>□ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67 4 17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表(定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表(前記3 2(条約に基づく税率)の(1)に規定する日本国譲許表をいう。)、<u>シンガポール協定附属書</u>及びメキシコ協定附属書1の日本国表をいう。以下この項において同じ。)及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たつては、輸入申告者の便宜と通関実務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告に係る指定貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67 4 17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表(関税定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表(前記3 2(条約に基づく税率)の(1)に規定する日本国譲許表をいう。)及び<u>シンガポール協定の附属書</u>をいう。以下この項において同じ。)及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たつては、輸入申告者の便宜と通関実務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告に係る指定貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>第5節 シンガポール協定及びメキシコ協定に係る輸入通関</u></p> <p>(シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い)</p>	<p><u>第5節 シンガポール協定に係る輸入通關</u></p> <p>(シンガポール税率を適用する場合の取扱い)</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>68 5 1 シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(法第62条((保税蔵置場についての規定の準用)))において準用する場合を含む。)又は第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 暫定法第8条の7第4項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認</p> <p><u>輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の7第4項((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。</u></p> <p>ロ シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書についての確認</p> <p><u>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書((シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物))又は同項第3号イ後段かつこ書((メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する貨物である場合を除き、同項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書))に規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68 5 11(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)又は同項第3号イ((メキシコ協定原産地証明書))に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68 5 11(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第6項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)更にシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))又は第5項((メキシコ協定原産地証明書の有効性))及び第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いは後記68 5 13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか</u></p>	<p>68 5 1 シンガポール税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(法第62条((保税蔵置場についての規定の準用)))において準用する場合を含む。)又は第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>イ シンガポール協定原産地証明書についての確認</p> <p><u>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書((シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する貨物である場合を除き、同号イ((シンガポール協定原産地証明書))に規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68 5 11(シンガポール協定原産地証明書の様式))の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等(具体的取扱いは後記68 5 18(シンガポール協定原産地証明書の有効期間延長の取扱い))による。)には、同条第5項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か)更にシンガポール協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))及び第6項((シンガポール協定原産地証明書の有効期間))の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書が次の全ての要件を満たしているか否かについて確認を行う。</u></p> <p>(I) 同条第4項の規定に基づき、シンガポール協定附属書Bに定める事項が記載されているか</p> <p>(II) 同項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物の輸出の際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いは後記68 5 13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)により発給されたものか</p> <p>(III) 同項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68 5 14(シンガポール協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたもの</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>否かについても確認を行う。</p> <p>(1) <u>シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項の規定に基づき、シンガポール協定附属書Bに定める事項が、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第5項に基づき、メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項が記載されていること。</u></p> <p><u>なお、メキシコ協定においては、第三国に所在する当該原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者が本邦の輸入者に対し仕入書を発出する場合に、原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由にメキシコ協定原産地証明書の「10. Invoice」の欄が空欄になっている場合がある。この場合には、当該原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68.5.21の2(メキシコ協定原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。</u></p> <p>(II) <u>シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第4項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68.5.14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)による。)により、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第5項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68.5.14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。</u></p> <p>(III) <u>災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第7項に定める有効期間内のものであること。</u></p> <p>(II) <u>メキシコ協定原産地証明書にあつては、同証明書の「8. Preference criterion」の欄に「T P L」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</u></p> <p>八 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p><u>輸入申告に係る貨物が、シンガポールからのものにあつては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)((シンガポール税率対象貨物の本邦への運送方法))に、メキシコからのものにあつては、同項第3号口(1)又は(2)((メキシコ税率対象貨物の本邦への運送方法))に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第3号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</u></p>	<p>であるか</p> <p>(II) <u>災害等その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第6項に定めるシンガポール協定原産地証明書の有効期間内のものであるか</u></p> <p>□ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p><u>輸入申告に係る貨物が令第61条第1項第2号口(1)又は(2)((シンガポール税率対象貨物の本邦への運送方法))に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びその記載事項の確認を行う。この場合において、運送要件証明書として同号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同号口(1)又は(2)に該当することを証する</u></p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>なお、シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書として同項第2号口又は同項第3号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)又は同項第3号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についてのシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書への記載）をもつて、運送要件証明書として同号口に規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。</p>	<p>書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についてのシンガポール協定原産地証明書への記載）をもつて、運送要件証明書として同号口に規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。</p>
<p>二 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係るシンガポールからの貨物が関税率表第52.08項から第52.12項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、これを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) (P 8240)」）が添付されていること及びこれらの記載事項の確認を行う。</p> <p>(2) 蔽入申請等の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が蔽入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔽入申請等」と、「同条第6項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項及び第7項」とあるのは「令第61条第4項及び第7項」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い</p> <p>シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書（（輸出入郵便物の検査））の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。</p> <p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68 5 2 シンガポール税率を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第三章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（以下この節において「シンガポール原産品」とい</p>	<p>八 ろうけつ染めした綿織物に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が関税率表第5208項から第5212項までに掲げるもののうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、シンガポールの政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、これを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) (P 8240)」）が添付されていること及びこれらの記載事項の確認を行う。</p> <p>(2) 蔽入申請等の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が蔽入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔽入申請等」と、「同条第5項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第4項及び第6項」とあるのは「令第61条第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 郵便物についての取扱い</p> <p>シンガポール税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書（（輸出入郵便物の検査））の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。</p> <p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68 5 2 シンガポール税率を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第三章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（以下この節において「シンガポール原産品」とい</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>う。)であるかの認定については、同協定第 22 条から第 26 条まで((第三章における用語・原産品・累積・僅少の非原産材料・十分な変更とはみなされない作業))の規定に基づき、次の通り行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に<u>該当する产品とする</u>。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ 当該貨物の生産が二以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附属書 A ((品目別規則))に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)特定の製造又は加工業を行ふことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からなつてあり、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記 68 5 4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによつて当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) シンガポール協定第 24 条((累積))の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(メキシコ協定原産品の認定の基準)</p>	<p>う。)であるかの認定については、同協定第 22 条から第 26 条まで((第三章における用語・原産品・累積・僅少の非原産材料・十分な変更とはみなされない作業))の規定に基づき、次の通り行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの产品に<u>該当する产品</u></p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された产品</p> <p>ロ 当該貨物の生産が二以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた产品</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附属書 A ((品目別規則))に定める品目別規則(以下この節において単に「品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求める品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いた品目別規則」という。)特定の製造又は加工業を行ふことを求める品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いた品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いた品目別規則からなつており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いた品目別規則の取扱いについては、後記 68 5 3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)付加価値基準を用いた品目別規則の取扱いについては後記 68 5 4(付加価値基準を用いた品目別規則の取扱い)による。</p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによつて当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) シンガポール協定第 24 条((累積))の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポールの原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(新規)</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p><u>68_5_2の2</u> メキシコ税率を適用する場合において、輸入貨物がメキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に基づきメキシコの原産品とされるもの(以下この節において「メキシコ協定原産品」という。)であるかの認定については、同協定第22条から第28条まで、第34条、第36条及び第38条((原産品・域内原産割合・材料の価額・僅少の非原産材料・中間材料・累積・代替性のある产品及び材料・原産資格を与えることとならない作業・適用及び解釈・定義))の規定に基づき、次により行う。また、セット、キット又は複合的な产品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器については、同協定第29条から第33条まで((セット、キット又は複合的な产品・間接材料・附属品、予備部品及び工具・小売用の包装材料及び包装容器・船積み用のこん包材料及びこん包容器))の規定に基づき、下記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により行う。</p> <p>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのメキシコに係る原产地の認定には適用されないので、留意する。</p> <p>(1) メキシコ協定原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。</p> <p>イ 日本又はメキシコの一方又は双方の区域(以下この節において「日メキシコ両国域内」という。)において完全に得られ又は生産される产品</p> <p>ロ 日メキシコ両国域内において原産材料のみから完全に生産される产品</p> <p>ハ 非原産材料を使用して日メキシコ両国域内において完全に生産される产品であつて、メキシコ協定附属書4((品目別原産地規則))に定める品目別規則(以下この節において「メキシコ協定品目別規則」という。)に定める要件及び同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすもの</p> <p>二 日メキシコ両国域内において完全に生産される产品(定率法別表の第61類から第63類までの产品を除く。)であつて、その生産に使用される1又は2以上の非原産材料について、定率法別表の関税率表の解釈に関する通則(以下この節において「通則」という。)2(a)が適用されることによつて、又は定率法別表の項又は号の規定が产品自体と当該产品の部分品の双方を明示的に記述し、部分品についての定率法別表の号の規定を有していないことから、関税分類の変更が行われないもの(ただし、メキシコ協定附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、同協定第23条((域内原産割合))の規定に従つて決定される域内原産割合が50%以上であり、同協定第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。)</p> <p>(2) 上記(1)のイにおいて、日メキシコ両国域内において完全に得られ又は生産されたものとは、次のいずれかの产品に該当する产品をいう。</p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>イ <u>日メキシコ両国域内において採取される鉱物性生産品</u></p> <p>ロ <u>日メキシコ両国域内において収穫される植物性生産品</u></p> <p>ハ <u>生きている動物であつて、日メキシコ両国域内において生まれ、かつ、成育されたもの</u></p> <p>ニ <u>日メキシコ両国域内において狩猟又は漁ろうにより得られる产品</u></p> <p>ホ <u>メキシコの船舶により、メキシコの領海外の海から得られる魚介類その他の水産品</u></p> <p>ヘ <u>メキシコの工船上において上記ホに規定する产品から生産される产品</u></p> <p>ト <u>メキシコ又はメキシコの者により、メキシコの領海外の海底又はその下から得られる产品。</u> <u>ただし、メキシコが当該海底を開発する権利を有することを条件とする。</u></p> <p>チ <u>日メキシコ両国域内における生産から生じ又は得られる廃品及びくず、又は中古の产品であつて、日メキシコ両国域内において収集されるもの（当該产品が原材料の回収のみに適するものであるものに限る。）から生じ又は得られる廃品及びくず</u></p> <p>リ <u>日メキシコ両国域内において専ら上記イからチまでに規定する产品又はそれらの派生物から生産される产品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）</u></p> <p>(3) <u>メキシコ協定原产品の認定上、メキシコ協定品目別規則に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同規則に定める他の要件を満たす产品的生産は、日メキシコ両国域内において完全に行われなければならない、また、当該产品的域内原産割合は、日メキシコ両国域内において完全に満たさなければならない。</u> <u>メキシコ協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるメキシコ協定品目別規則（以下この節において「関税分類変更基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。）特定の製造又は加工業を行ふことを求めるメキシコ協定品目別規則（以下この節において「特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則」という。）又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則からなつており、関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記 68_5_3（関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い）により、域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱いについては後記 68_5_4 の（域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い）による。</u> <u>ただし、次の(4)に掲げる作業が行われることのみを理由としてメキシコ協定原产品とはならない。メキシコ協定第34条に規定する次のものは、メキシコ協定品目別規則に優先するものである。</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる作業は、メキシコ協定原产品としての資格を与えることとはならない。</u></p> <p>イ <u>产品的特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈</u></p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>□ <u>產品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）</u></p> <p>△ <u>ふるい分け、分類又は選択</u></p> <p>△ <u>こん包、再こん包又は小売用の包装</u></p> <p>△ <u>セット、キット又は複合的な產品を構成する產品の収集</u></p> <p>△ <u>印影、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用</u></p> <p>△ <u>洗浄（粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。）</u></p> <p>△ <u>通則 2(a)の規定に従つて一の產品として分類される部品及び構成品の單なる収集（包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ分解されたメキシコ協定原產品の部品及び構成品の収集は含まない。）</u></p> <p>△ <u>部品又は構成品への產品の單なる分解（包装、取扱い又は運送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられたメキシコ協定原產品の分解は含まない。）</u></p> <p>(5) <u>產品の生産に使用する非原產材料であつて、メキシコ協定品目別規則に定める關稅分類の変更が行われないすべてのものの価額が當該產品の取引価額の 10%以下であり、かつ、當該產品がメキシコ協定第 4 章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、同協定第 25 条((僅少の非原產材料))の規定により、メキシコ協定原產品とされる。當該規定を適用した場合には、メキシコ協定原產地證明書の「9. Other instances」の欄に「D M I」と表示される。</u></p> <p>(6) <u>產品の生産者は、域内原產割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原產割合の決定に当たり、メキシコ協定第 26 条((中間材料))の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料（以下この節において「中間材料」という。）として指定することができる。當該規定を適用した場合には、メキシコ協定原產地證明書の「9. Other instances」の欄に「I M」と表示される。</u> <u>ただし、當該中間材料が域内原產割合を用いたメキシコ協定品目別規則の対象となる場合には、當該中間材料の域内原產割合は 45%以上でなければならない。この場合において、當該中間材料の価額は、統一規則の附屬書 1 に規定されるとおり、租稅關係報告、財務關係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第 4 章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。</u></p> <p>(7) <u>產品の生産者は、當該產品がメキシコ協定原產品としての要件を満たす場合には、メキシコ協定第 27 条((累積))の規定により、當該產品に組み込まれている材料について、日メキシコ両國域内における第三者による生産を自らによる生産と累積することができる。當該規定を適</u></p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「A C U」と表示される。この場合、生産者は、自己の生産した产品がメキシコ協定原産品であるか否かを確認するに当たり、使用した材料（一次材料）が原産材料であるか否かを確認するため、一次材料の材料（二次材料）に遡って累積することとなるので、累積の適用は、一回となることに留意する。</p> <p>なお、シンガポール協定においては、1又は複数の生産者によって継続的に行われる工程であれば、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国においてなされた場合であつても、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなされるが、メキシコ協定においては、日メキシコ両国域内における生産に限られるので、留意する（前記 68-5-2 の(5)の①参照）。</p> <p><u>(8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が产品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、メキシコ協定第 28 条((代替性のある产品及び材料))の規定により、同条 3 に規定する先入れ先出し方式、後入れ先出し方式又は平均方式のいずれかの在庫管理方式に従つて決定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「F G M」と表示される。</u></p> <p><u>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</u></p> <p><u>68 5 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則又はメキシコ協定品目別規則の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、シンガポール協定又はメキシコ協定上の原産品とされない材料をいう。</u></p> <p><u>(1) シンガポール協定においては、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第 24 条 1((累積))の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。なお、「非原産材料」には、貨物の生産に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具を含めないものとする。</u></p> <p><u>(2) メキシコ協定においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>イ メキシコ協定原産品であつて、最終的な生産工程（前記 68 5 2 の 2(4)に掲げる作業を除く。）が本邦で行われるものについても、メキシコ協定第 27 条((累積))の規定により、产品の生産者が日メキシコ両国域内における第三者による生産を自らによる生産と累積する場合には、「非原産材料」から除外されるので、留意する。また、产品の生産者が、同協定第 26 条((中間材料))の規定により自己生産の材料を中間材料として指定した場合であつて、同協定第 28 条((代替性のある产品及び材料))に規定する在庫管理方式に従つてメキ</u></p> <p><u>(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)</u></p> <p><u>68 5 3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の適用対象となる「材料」は「非原産材料」のみであり、「非原産材料」とは、シンガポール協定上のシンガポール原産品とされない材料をいう。この場合において、同協定上の本邦の原産品についても、同協定第 24 条第 1 項((累積))の規定によりシンガポール原産品とみなされるため、「非原産材料」から除外されるので留意する。なお、「非原産材料」には、貨物の生産に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具を含めないものとする。</u></p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>シコ協定原産品であると決定した場合においても、「非原産材料」から除外される。</p> <p>□ <u>產品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、メキシコ協定第30条((間接材料))及び同協定第38条((定義))(i)の規定により、「非原産材料」に含まれない。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、触媒及び溶剤等がある。</u></p> <p>八 通則3の規定に従つて関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な產品（以下この項において「セット等」という。）及び定率法別表にセット等として明示的に記述される產品は、当該セット等に含まれるすべての產品がメキシコ協定第4章の規定に従いそれぞれの產品に関連する原産地規則を満たす場合には、メキシコ協定原産品とする（例：メキシコ協定品目別規則第8471.49号）。</p> <p>二 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具（以下この項において「附属品等」という。）で、標準的なものについては、メキシコ協定第31条((附属品、予備部品及び工具))の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない（当該附属品等に係る送り状が当該產品の送り状と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。）ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、メキシコ協定第32条((小売用の包装材料及び包装容器))の規定により、通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてメキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。ただし、当該產品が域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件の対象となる場合には、この限りでない。</p> <p>ヘ 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、メキシコ協定第33条((船積み用のこん包材料及びこん包容器))の規定により、メキシコ協定品目別規則に定める関税分類の変更が行われたか否か、又は域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の域内原産割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たつて考慮しない。</p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p><u>(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)</u></p> <p>68 5 4 付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、<u>同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業</u>（<u>シンガポール協定第22条(c)((第三章における用語))</u>）の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。）が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1((累積))の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p>(1) 「原産資格割合」は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合(\%)} = \frac{\text{FOB 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「FOB 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには<u>送り出した際に</u>輕減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>口 (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p><u>(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)</u></p> <p>68 5 4 の 2 域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則における產品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。</p> $\text{域内原産割合(\%)} = \frac{\text{產品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の取引価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>(1) 「產品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が產品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該產品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条3、4及び5((域内原産割合))に特別の規定が定められているので、留意する。</p>	<p><u>(付加価値基準を用いた品目別規則の取扱い)</u></p> <p>68 5 4 付加価値基準を用いた品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、<u>品目別規則に定める割合以上である生産又は作業</u>（<u>同協定第22条(c)((第三章における用語))</u>）の「生産」の定義には入らない品質検査等の产品的価値を高める作業を指す。）が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1項((累積))の適用による本邦であることが必要とされる。</p> <p>(1) 「原産資格割合」は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合(\%)} = \frac{\text{FOB 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100$ <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>イ 「FOB 価額」とは、シンガポールから輸出される貨物のシンガポールの輸出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには<u>輸出の際に</u>輕減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>口 (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(新規)</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>(2) 「非原産材料価額」とは、<u>産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。</u></p> <p>イ <u>メキシコ協定第 24 条 4 (a)((材料の価額)) の規定により、産品の生産に当たつて生産者が取得し、かつ、<u>使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないので、留意する。例えば、メキシコ協定品目別規則において満たすべき域内原産割合が 60% 以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が 70%、非原産材料の価額の割合が 20%、諸経費の価額の割合が 10% であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たつて考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が 40%、非原産材料の価額の割合が 50%、諸経費の価額の割合が 10% であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。</u></u></p> <p>ロ <u>メキシコ協定第 26 条 ((中間材料)) の規定に基づき産品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第 24 条 4(b) の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。</u></p>	
<p>(産品の生産に使用される材料のシンガポール原産品の認定)</p> <p>68 5 5 本邦への輸入貨物としてシンガポールにおいて生産される産品に使用される材料がシンガポール原産品であるかどうかの認定を必要とする場合であつて、当該材料に係る関税率表番号に対応する規則が<u>シンガポール協定品目別規則に定められていないもの</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該産品についての<u>シンガポール協定品目別規則が関税分類変更基準又は特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則</u>である場合は、当該品目別規則に言及されている当該産品に係る関税率表番号を当該材料に係る関税率表番号に読み替えた上で、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を非原産材料とはみなさない。</p> <p>(2) 当該産品についての<u>シンガポール協定品目別規則が付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則</u>である場合は、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を原産資格を有する材料とみなす。</p>	<p>(産品の生産に使用される材料のシンガポール原産品の認定)</p> <p>68 5 5 本邦への輸入貨物としてシンガポールにおいて生産される産品に使用される材料がシンガポール原産品であるかどうかの認定を必要とする場合であつて、当該材料に係る関税率表番号に対応する規則が<u>品目別規則に定められていないもの</u>については、次による。</p> <p>(1) 当該産品についての<u>品目別規則が関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則</u>である場合は、当該品目別規則に言及されている当該産品に係る関税率表番号を当該材料に係る関税率表番号に読み替えた上で、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を非原産材料とはみなさない。</p> <p>(2) 当該産品についての<u>品目別規則が付加価値基準を用いた品目別規則</u>である場合は、当該材料がその規則の要件を満たす場合には、当該産品の原産品認定に際して、当該材料を原産資格を有する材料とみなす。</p>
<p>(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)</p> <p>68 5 6 令第 61 条第 1 項第 2 号イ及び同項第 3 号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状に</p>	<p>(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)</p> <p>68 5 6 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>よりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」は別に事務連絡する貨物とすることとし、シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、シンガポール税率又はメキシコ税率の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記68 5 7(少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によつてもシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項第2号口((シンガポール協定運送要件証明書))又は同項第3号口((メキシコ協定運送要件証明書))に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。</p>	<p>明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」は別に事務連絡する貨物とすることとし、シンガポール協定原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、シンガポール税率の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記68 5 7(少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によつてもシンガポール原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項第2号口((運送要件証明書))に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、シンガポール協定原産地証明書の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。</p>
<p>(少額貨物についての原産地の認定)</p> <p>68 5 7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にシンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合におけるシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品の認定については、次のいずれかにより行う。なお、この場合において「課税価格の総額」については、関税暫定措置法基本通達8の2 4の2(少額貨物についての原産地の認定等)の(1)の規定を準用する。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(少額貨物についての原産地の認定)</p> <p>68 5 7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にシンガポール税率を適用する場合におけるシンガポール原産品の認定については、次のいずれかにより行う。なお、この場合において「課税価格の総額」については、関税暫定措置法基本通達8の2 4の2(少額貨物についての原産地の認定等)の(1)の規定を準用する。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p>
<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>68 5 8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書))及び同項3号イ((メキシコ協定原産地証明書))に規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」は、前記68 5 7(少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、シンガポール税率対象貨物又はメキシコ税率対象貨物(定率法第14条第7号((携帯品の無条件免税))の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異なる別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物がシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品であることについての明確な資料がない場合</p>	<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>68 5 8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号イ((シンガポール原産地証明書))に規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」は、前記68 5 7(少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、シンガポール税率対象貨物(定率法第14条第7号((携帯品の無条件免税))の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異なる別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物がシンガポール原産品であることについての明確な資料がない場合であつても、次のいずれ</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>であつても、次のいずれかに当該貨物がシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物をシンガポール原産品又はメキシコ協定原産品として取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者がシンガポール又はメキシコを経由してきたことが明らかであること。</p> <p>ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者がシンガポール又はメキシコにおいて当該貨物を購入したことが明らかであること。</p>	<p>かに当該貨物がシンガポール原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物をシンガポール原産品として取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者がシンガポールを経由してきたことが明らかであること。</p> <p>ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者がシンガポールにおいて当該貨物を購入したことが明らかであること。</p>
<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 5 9 <u>シンガポール協定第27条(b)((積送基準))に規定する積送条件を満たしたシンガポール原産品とは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)((シンガポール原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、メキシコ協定第35条2((積替え))に規定するメキシコ協定原産品としての資格を失っていないものは、令第61条第1項第3号口(1)及び(2)((メキシコ協定原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、同項第2号口及び第3号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>令第61条第1項第2号口又は第3号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、シンガポール又はメキシコから当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</u></p> <p>(2) <u>令第61条第1項第2号口(1)又は第3号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、シンガポール又はメキシコから送り出される際に、明らかに本邦へ運送する意思をもつて積み出された貨物であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</u></p>	<p>(積送基準に関する取扱い)</p> <p>68 5 9 <u>シンガポール協定第27条(b)((積送基準))に掲げる条件を満たしたものとは、令第61条第1項第2号口(1)及び(2)((シンガポール原産品の本邦への運送方法))に掲げるものをいい、同号口の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>同号口の「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、シンガポールから当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</u></p> <p>(2) <u>同号口(1)の「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される」とは、シンガポールから輸出される際に、明らかに本邦へ運送する意志をもつて積み出された貨物であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。</u></p>
<p>(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)</p> <p>68 5 10 <u>令第61条第1項第2号口(2)((シンガポールから博覧会等への出品のため送り出された貨物))又は同項第3号口(2)((メキシコから博覧会等への出品のため送り出された貨物))に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2-15(直接運送に関する取扱い)の(3)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「同項第3号」とあるのは「令第61条第1項第2号口(2)又は同項第3号口(2)」と、「博覧会、展示会その他これに類するもの」とあるのは「博覧会等」と、「物品」とあるのは「貨物」と、「特恵受益国」とあるのは「シンガポール」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(「博覧会等への出品のため輸出された貨物」の取扱い)</p> <p>68 5 10 <u>令第61条第1項第2号口(2)((博覧会等への出品のための輸出された貨物))に規定する「博覧会等への出品のための輸出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2-15(直接運送に関する取扱い)の(3)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「同項第3号」とあるのは「令第61条第1項第2号口(2)」と、「博覧会、展示会その他これに類するもの」とあるのは「博覧会等」と、「物品」とあるのは「貨物」と、「特恵受益国」とあるのは「シンガポール」と読み替えるものとする。</u></p>

関税法基本通達改正

新	旧
とあるのは「 <u>シンガポール又はメキシコ</u> 」と読み替えるものとする。	
<u>(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)</u>	<u>(シンガポール協定原産地証明書の様式)</u>
68 5 11 令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の様式は、「 <u>REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C 5292)とし、同項第3号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の様式は、「 <u>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C 5293)とする。	68 5 11 令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の様式は、「 <u>REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C 5292)とする。
<u>(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効性の認定)</u>	<u>(シンガポール協定原産地証明書の有効性の認定)</u>
68 5 12 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)又は同項第51条の12第3項、第61条第1項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書の提出))又は同項第3号イ((メキシコ協定原産地証明書の提出))の規定により、税關に提出されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、 <u>シンガポール協定第3章又はメキシコ協定第4章及び第5章第1節</u> に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。	68 5 12 令第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ((シンガポール協定原産地証明書の提出))の規定により税關に提出されたシンガポール協定原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、 <u>シンガポール協定第三章</u> に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。
(1) シンガポール協定原産地証明書にシンガポール協定附属書 B((原産地証明の必要記載事項))に規定する必要記載事項が、メキシコ協定原産地証明書にメキシコ協定第10条((統一規則))に規定する統一規則に定める事項が記載され、かつ、後記 68 5 14 (シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。	(1) シンガポール協定原産地証明書にシンガポール協定附属書 B((原産地証明の必要記載事項))に規定する必要記載事項が記載され、かつ、後記 68 5 14 (シンガポール協定原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。
(2) シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。	(2) シンガポール協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、シンガポール協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。
イ 前記 68 5 11 (シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)に規定するシンガポール協定原産地証明書の様式の「10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary) (包装の個数及び種類並びに品名)」の欄又はメキシコ協定原産地証明書の様式の「5. HS Tariff Classification Number」の欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当すると	イ 前記 68 5 11 (シンガポール協定原産地証明書の様式)に規定するシンガポール協定原産地証明書の様式の「10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary) (包装の個数及び種類並びに品名)」の欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当すると

関税法基本通達改正

新	旧
<p>用されるべき関税率表番号（以下この節において「適用税番」という。）とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。</p> <p>(1) 記載税番に属する貨物と適用税番に属する貨物のいずれもが、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「品名」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表上欄に掲げられており、かつ、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄の条件が非原産材料割合により規定されている場合には、当該輸入貨物の原材料のうちシンガポール又はメキシコ（我が国を含む。）以外の国又は地域において生産されたもの（以下「非原産原材料」という。）の属する税番（2以上の税番にわたる場合を含む。）が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物の通常の製造方法から推定される当該輸入貨物の原材料の税番が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入貨物の適用税番に属する貨物及び記載税番に属する貨物についての<u>シンガポール協定品目別規則</u>又は<u>メキシコ協定品目別規則</u>が、それ<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄又は<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄に規定する<u>関税分類変更基準</u>を用いたものである場合</p> <p>(ハ) 上記(1)及び(ロ)以外の場合であつて、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についての<u>シンガポール協定品目別規則</u>の表中「規則」の欄又は<u>メキシコ協定品目別規則</u>の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物が<u>シンガポール原産品</u>又は<u>メキシコ協定原産品</u>と認められるとき。</p> <p>ロ シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であつても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>(3) シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の場合には、<u>シンガポール協定原産地証明書にあつては、当該証明書に"DUPLICATE"又は"DUPLICATA"と、メキシコ協定原産地証明書にあつては、当該証明書に"DUPLICATE"と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。</u></p>	<p>き。</p> <p>(1) 記載税番に属する貨物と適用税番に属する貨物のいずれもが、<u>品目別規則</u>の表中「品名」の欄に掲げられており、かつ、<u>同表中の「規則」</u>の欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、<u>当該条件</u>が非原産材料割合により規定されている場合には、当該輸入貨物の原材料のうちシンガポール（我が国を含む。）以外の国又は地域において生産されたもの（以下「非原産原材料」という。）の属する税番（2以上の税番にわたる場合を含む。）が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物の通常の製造方法から推定される当該輸入貨物の原材料の税番が、当該輸入貨物の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入貨物の適用税番に属する貨物及び記載税番に属する貨物についての<u>品目別規則</u>のいずれもが<u>4桁分類変更による関税分類変更基準</u>を用いた<u>品目別規則</u>である場合</p> <p>(ハ) 上記(1)及び(ロ)以外の場合であつて、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についての<u>品目別規則</u>の「規則」の欄に掲げる条件からみて、当該貨物が<u>シンガポールの原産品</u>と認められるとき。</p> <p>ロ シンガポール協定原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であつても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>(3) シンガポール協定原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給されたシンガポール協定原産地証明書の場合には、<u>当該証明書に"DUPLICATE"又は"DUPLICATA"と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。</u></p> <p>なお、再発給されたシンガポール協定原産地証明書の発給年月日は、当初のシンガポール協</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>なお、再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、<u>当初のシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書</u>が発給された日付であるので、<u>令第61条第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))</u>の規定の適用に当たり留意する。</p> <p><u>(5) 貨物がメキシコから送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の場合には、当該証明書に”ISSUED RETROSPICIENTLY”と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。</u></p> <p><u>なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であるので、<u>令第61条第7項((シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間))</u>の規定の適用に当たり留意する。</u></p>	<p>定原産地証明書が発給された日付であるので、<u>令第61条第6項((シンガポール協定原産地証明書の有効期間))</u>の規定の適用に当たり留意する。</p> <p>(新規)</p>
<p>(「やむを得ない特別の事由」の意義)</p> <p>68 5 13 令第61条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を<u>送り出した時</u>までに行うことができなかつた場合</p> <p>ロ 輸入者が<u>送り出した者</u>に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、<u>送り出した者</u>がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため<u>発給が送り出した後</u>となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合</p> <p>ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p> <p>(2) なお、通常の<u>送出手続</u>に要すると認められる期間内(<u>送り出した後</u>10日程度の遅れ)に発給されたものは「<u>送り出した際</u>」に発給されたものと<u>取り扱つても</u>差し支えない。</p> <p>(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 5 14 令第61条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))に規定する「発給につき権限を有する機関」は、シンガポール税関(Singapore Customs)をいい、<u>令第61条第5項((メキシコ協定原産地証明書の有効性))</u>に規定する「発給につき権限を有する機関」は、メキシコ経済省をいい、シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書に押印する印章の印</p>	<p>(「やむを得ない特別の事由」の意義)</p> <p>68 5 13 令第61条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を<u>輸出時</u>までに行うことができなかつた場合</p> <p>ロ 輸入者が<u>輸出者</u>に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、<u>輸出者</u>がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため<u>発給が輸出後</u>となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合</p> <p>ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p> <p>(2) なお、通常の<u>輸出手続</u>に要すると認められる期間内(<u>輸出後</u>10日程度の遅れ)に発給されたものは「<u>輸出の際</u>」に発給されたものと<u>取り扱つても</u>差し支えない。</p> <p>(シンガポール協定原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 5 14 令第61条第4項((シンガポール協定原産地証明書の有効性))に規定する「発給につき権限を有する機関」は、シンガポール税関(Singapore Customs)をいい、<u>シンガポール協定原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名</u>については、別に事務連絡する。</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68 5 15 令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)第51条の12第3項又は第61条第6項((シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の提出))並びに同条第7項(シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の有効期間))に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p><u>(シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の提出猶予の取扱い)</u></p> <p>68 5 16 輸入者が令第36条の3第3項(第51条及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)第51条の12第3項又は第61条第6項((シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の提出猶予))の規定によるシンガポール協定原产地証明書又はメキシコ協定原产地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「シンガポール協定原产地証明書・メキシコ協定原产地証明書提出猶予申出書」(C 5295)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p><u>(分割して輸入する場合のシンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の取扱い)</u></p> <p>68 5 17 1通のシンガポール協定原产地証明書又はメキシコ協定原产地証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なる税關官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする場合のシンガポール協定原产地証明書又はメキシコ協定原产地証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68 3 9(原产地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。</p> <p><u>(シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の有効期間延長の取扱い)</u></p> <p>68 5 18 令第61条第7項((シンガポール協定原产地証明書及びメキシコ協定原产地証明書の有効期間))に規定する有効期間を経過したシンガポール協定原产地証明書又はメキシコ協定原产地</p>	<p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>68 5 15 令第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第5項((シンガポール協定原产地証明書の提出)並びに同条第6項(シンガポール協定原产地証明書の有効期間))に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p><u>(シンガポール協定原产地証明書の提出猶予の取扱い)</u></p> <p>68 5 16 輸入者が令第36条の3第3項、第51条の12第3項又は第61条第5項((シンガポール協定原产地証明書の提出猶予))の規定によるシンガポール協定原产地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「シンガポール協定原产地証明書提出猶予申出書」(C 5295)2通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p><u>(分割して輸入する場合のシンガポール協定原产地証明書の取扱い)</u></p> <p>68 5 17 1通のシンガポール協定原产地証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なる税關官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、シンガポール税率の適用を受けようとする場合のシンガポール協定原产地証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68 3 9(原产地証明書の取扱い等)の(4)及び(5)の規定を準用する。</p> <p><u>(シンガポール協定原产地証明書の有効期間延長の取扱い)</u></p> <p>68 5 18 令第61条第6項((シンガポール協定原产地証明書の有効期間))に規定する有効期間を経過したシンガポール協定原产地証明書について同条ただし書の規定の適用を受けようとする</p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p><u>証明書について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書 2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち 1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。</u></p> <p><u>（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するシンガポール税率及びメキシコ税率の適用）</u></p> <p>68 5 19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際にシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が提出されたときは、シンガポール税率又はメキシコ税率を適用して差し支えない。</p> <p><u>なお、暫定法第 8 条の 7 第 4 項（メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止）に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づくメキシコ税率の適用が停止されない限り、メキシコ税率を適用して差し支えない。</u></p> <p><u>（シンガポール原産品に係る原産地証明の確認のための援助）</u></p> <p>68 5 21 シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。</p> <p>なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</p> <p><u>（メキシコ協定原産品であることについての確認）</u></p> <p>68 5 21の2 メキシコから輸入される貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、メキシコ協定第 44 条（原産品であることについての確認）の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たつては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、メキシコ協定原産品であることについての確認に関する同協定の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</p> <p><u>(1) メキシコ協定原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p>イ メキシコ経済省に対し、当該貨物がメキシコ協定原産品であるか否かに関する情報をメキシコ協定原産地証明書に基づいて要請する。</p> <p>ロ メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対して質問書を送付する。</p>	<p>きは、適宜の様式による申出書 2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。</p> <p><u>（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するシンガポール税率の適用）</u></p> <p>68 5 19 関税法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際にシンガポール協定原産地証明書が提出されたときは、シンガポール税率を適用して差し支えない。</p> <p><u>（原産地証明の確認のための援助）</u></p> <p>68 5 21 シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。</p> <p>なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>

関税法基本通達改正

新	旧
<p>八 メキシコ経済省が行うメキシコにおける送り出した者又は貨物の生産者の施設への訪問に立会い、当該訪問を通じて、メキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に適合していることを示す情報(同協定第43条((記録の保管))の規定に従つて保管される文書に含まれる情報を含む。)を収集すること及びそのため当該貨物の生産に使用された設備の確認を行うこと、並びにそのようにして収集した情報を英語で提供することを要請する。</p> <p>(2) 上記(1)のイの方法により確認を行う場合において、必要と認める場合には、貨物がメキシコ協定原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>メキシコ経済省が要請の日の後4ヶ月(追加の情報にあつては、2ヶ月)の期間内に回答を行わない場合には、メキシコ協定第44条3((記録の保管))の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>(3) 上記(1)のロの方法により確認を行う場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</p> <p>イ 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便</p> <p>ロ 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法</p> <p>質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。</p> <p>質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物がメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないものとする。この場合には、送り出した者又は生産者に対し、上記イ又はロの方法により、当該貨物がメキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に従つてメキシコ協定原産品とされるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付するものとする。</p> <p>質問書に対する回答が、当該質問書を受領した日から30日の期間内に送付されない場合は、メキシコ協定第44条8(b)((原産品であることについての確認))の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留</p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>意する。</p> <p>(4) 上記(1)のハの方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 30 日前までに受領の確認を伴う方法により、メキシコ政府に対し、次の事項に関する情報を含む書面を送付する必要があり、情報の修正がある場合には、訪問の実施を希望する日よりも前に（訪問の実施を希望する日を修正する場合には、10 日前までに）書面により通報する必要があるので、留意する。</p> <p>イ 当該書面を送付する税関を特定する事項</p> <p>ロ 施設への訪問が要請される送り出した者又は生産者の氏名又は名称</p> <p>ハ 訪問の実施を希望する日及び場所</p> <p>二 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつているメキシコ協定原産地証明書所載の貨物の明記を含む。）</p> <p>ホ 訪問に立ち会う税関の職員の氏名及び官職</p> <p>メキシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は書面による要請に対し当該書面を受領した日から 20 日以内に回答しない場合には、メキシコ協定第 44 条 14((原産であることについての確認))の規定により、訪問の対象とされた貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。</p> <p>(5) 上記(1)の確認の過程において、貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料（メキシコ協定第 4 章((原産地規則))の規定に従つて原産材料とされる材料をいう。以下この項において同じ。）であるか否かを決定するために必要な情報を要請した場合において、送り出した者若しくは生産者が貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料であることを証明する当該貨物に関する情報の提供を行わない場合、又は提供された情報が当該材料がメキシコ協定原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料はメキシコ協定原産材料でないと決定するものとする。なお、当該決定により、必ずしも、当該貨物自体がメキシコ協定原産品でないとの決定が導かれるものでないことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の確認の手続を実施した後、その貨物が確認の対象となつた送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により、当該貨物がメキシコ協定第 4 章 ((原産地規則))の規定に従つてメキシコ協定原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付するものとする。</p> <p>(7) メキシコ経済省が期間内に回答を行わない場合、質問書に対する送り出した者又は生産者による回答が期間内に送付されない場合、並びにメキシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は</p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>訪問の実施の要請を行うための書面に対し期間内に回答しない場合には、メキシコ協定第 44 条((原産であることについての確認))の規定により、問題となつてはいる貨物に対しメキシコ税率を適用しないこととなるが、この場合には送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により書面による決定を送付するものとする。</p> <p>(8) <u>当該確認を通じて得た情報に基づいて貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、かつ、上記(6)により送り出した者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該貨物に対しメキシコ税率を適用しないこととする前に、その貨物が確認の対象とされた送り出した者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から 30 日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該送り出した者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行うものとする。当該最終的な決定は、当該送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又はロの方法により送付するものとする。</u></p> <p>(9) <u>メキシコ協定原産品として申告された貨物について、上記(1)の確認を行う場合であつて、輸入者が特に引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第 73 条第 1 項 ((輸入の許可前における貨物の引取り)) 及び第 77 条第 7 項 ((郵便物の関税の納付等)) の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りの許可を行つても差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書 1 の日本国表第 5 欄 (注釈) に 21、24、25、26、27、29、30、31 及び 32 の番号が掲げられた品目に分類される貨物 (限度枠管理されている貨物) については、この限りでないので、留意する。</u></p> <p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73 - 3 - 2 輸入許可前引取の承認の申請があつたときは、法第 73 条第 2 項 ((許可前引取を承認できない場合)) に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申請者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 協定税率、シンガポール税率、メキシコ税率又は特惠税率の適用のため必要とされる原产地証明書の提出が遅れる場合 (シンガポール税率又はメキシコ税率の適用の場合には令第 61 条第 6 項 ((原产地証明書の提出猶予)) の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率</p> <p>(輸入許可前引取りの承認の基準)</p> <p>73 - 3 - 2 輸入許可前引取の承認の申請があつたときは、法第 73 条第 2 項 ((許可前引取を承認できない場合)) に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申請者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 協定税率、シンガポール税率又は特惠税率の適用のため必要とされる原产地証明書の提出が遅れる場合 (シンガポール税率の適用の場合には令第 61 条第 5 項 ((原产地証明書の提出猶予)) の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法</p>	

関税法基本通達改正

新	旧
<p>適用の場合には関税暫定措置法施行令第 52 条ただし書 ((特惠関税に係る原産地証明書の提出猶予)) の承認を受けた場合に限る。)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>施行令第 52 条ただし書 ((特惠関税に係る原産地証明書の提出猶予)) の承認を受けた場合に限る。)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) (同左)</p>